

TPP つぼの壺

発行：全国農業協同組合中央会

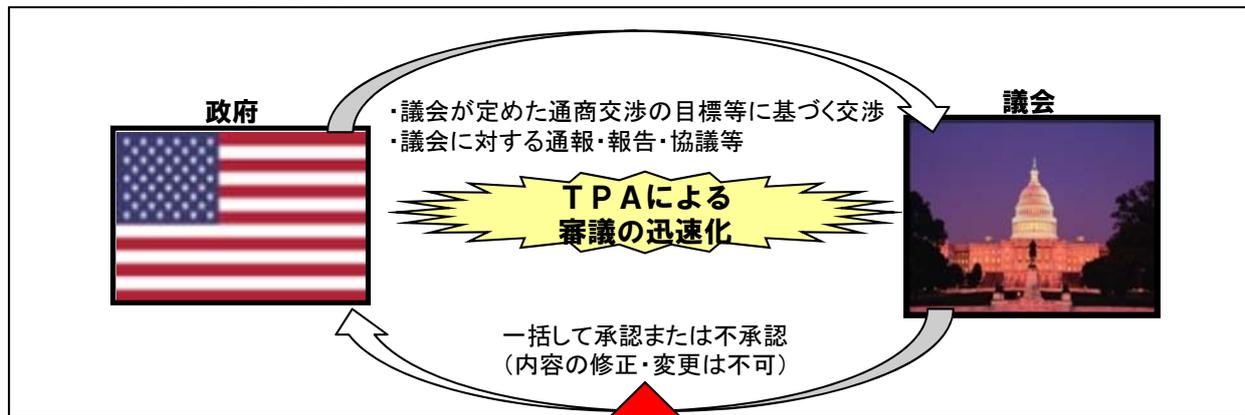
～ 米国におけるTPAの動向と情報開示の取り組み ～

1. TPA法案の動向

米国のTPA法案は、早ければ2月にも議会に提出されると言われていましたが、3月も提出されないまま、議会は4月12日まで休会期間に入りました。

TPA法案は、政府が締結した通商協定について、無修正かつ迅速に審議を行うこと（ファストトラック）に特徴がありますが、TPAで定めた通商交渉の目標等を政府が満たさなかった場合、「ファストトラックの適用をとりやめ、通商協定の内容を修正しやすくすべき」との提案が民主党から示され、調整が難航している模様です。

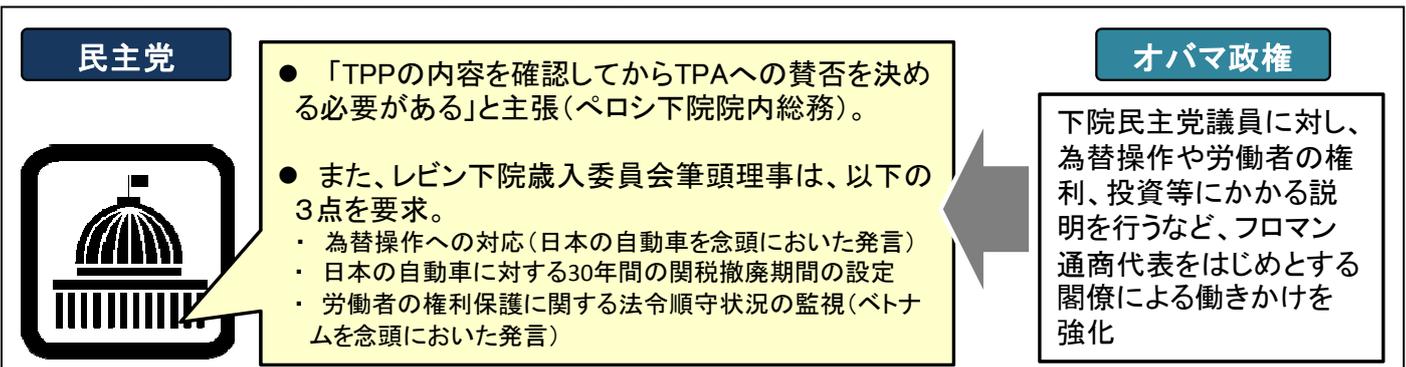
<TPAの基本的考え方>



民主党：「無修正かつ迅速な議会審議をとりやめ、締結内容を修正しやすくする規定を盛り込むべき」

また、下院での法案成立は民主党の動向が鍵を握るとされ、オバマ政権による働きかけが続けられています。

<民主党の主張とオバマ政権による働きかけ>



2. 米国における情報開示の取り組み

米国においても、「TPP 交渉の透明性が十分確保されていない」との批判が高まるなか、米国通商代表部（USTR）は、連邦議会議員に対し、様々な情報開示の取り組みを行っているとして、その内容をホームページ上で公開しています。

<オバマ政権の貿易課題と透明性（抜粋、全中仮訳）>（USTR ホームページ）

「国民の代表である議会との手を取り合った連携」

- 議員に対し、交渉に関する全ての文書を閲覧できるようにする。また、セキュリティーチェックを受けた議員秘書を同行させることができる。
- 議会に対し、TPP だけで 1,700 回近く説明会を行っている。
- 議員が交渉中の文書を読み進めやすくするために、TPP の各章にわかりやすい英語の要約を付す。
- 政府が行う提案について、交渉の場に出す前に議会の委員会に提示する。
- 議会に対し交渉の現状を説明し、あらゆる段階で議会からの指示等を得るために議会と連携して取り組む。

一方で日本政府は、ニュージーランドの外務貿易省の HP の記載を引用し、「交渉中のテキストおよび交渉過程で交換される他の文書を秘密の文書として扱う」「全ての交渉参加者は、交渉テキスト、各国の提案及びそれに伴う説明資料、交渉内容に関連する Eメール、交渉の文脈の中で交換された情報については各参加国が公開に同意しない限りは秘密扱いにする」など秘密保持のルールがあるとしています¹。

かなり踏み込んだ情報の開示を議員に対して行っている米国に比べ、日本の国会議員は、TPP に関する情報量に大きな格差が生じていると言わざるを得ません。

平成 25 年 4 月の衆参農林水産委員会の決議では、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」とされており、米国の取り組みを踏まえ、日本でも一層情報を開示し、国民による幅広い議論を行っていく必要があります。

<平成 25 年 4 月衆参農林水産委員会決議（抜粋）>

七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること

以 上

¹ 平成 25 年 5 月 13 日参議院予算委員会における甘利大臣の答弁より。